

○隊員の退職、休職及び復職手続等について（通達）

昭和43年3月4日
海幕人第1095号

改正 昭和45年6月15日 海幕人第3054号〔准尉制度の新設に伴う関係通達の一部変更について4項の改正〕

昭和47年4月11日 海幕人第1831号〔第1次改正〕

昭和50年8月14日 海幕人第3635号〔第2次改正〕

昭和54年10月11日 海幕人第3967号〔第3次改正〕

昭和61年2月13日 海幕人第690号〔普通昇給の実施に関する通達等の一部変更について（通達）8項による改正〕

昭和63年12月15日 海幕総務第6505号〔防衛庁組織令等の一部改正に伴う関連通達の一部変更について8項による改正〕

平成18年3月31日 海幕補第2256号〔防衛庁職員給与法等の改正に伴う関連通達の一部変更について（通達）第3項による改正〕

平成19年1月9日 海幕補第127号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律の制定に伴う関連通達の一部変更について（通達）2項による改正〕

平成19年2月28日 海幕補第1557号〔第4次改正〕

平成26年3月20日 海幕補第2615号〔第5次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

隊員の退職、休職及び復職手続等について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、隊員の退職、休職及び復職手続等についての通達（海幕人第964号39.2.18）は、廃止する。

記

1 退職

（1） 依願退職

隊員が退職を申し出たときは、勤務する部隊等の長は退職希望の理由等について調査し、退職を適当と認めた場合は、次に掲げる書類を添えて、退職希望日の原則20日前までに任免権者（防衛大臣の任免にかかる隊員にあつては退職希望日の原則45日前までに海上幕僚長）に上申するとともに、必要とすれば指揮系統上の上級者に写しを送付する。ただし、入校、教育入隊中の隊員については、入校先、教育入隊先の部隊

等の長が上申を行うとともに当該隊員の所属部隊等の長に写しを送付するものとし、臨時勤務、臨時乗組中の隊員については、臨時勤務先、臨時乗組先の部隊等の長からの通報に基づき当該隊員の所属部隊等の長が上申を行う。部隊等の長は、退職を申し出た隊員が若年、特に未成年者である場合は、当該隊員の両親又は後見人等と連絡を密にし、その取扱いを誤らないようにしなければならない。

書類名	様式	部数	備考
退職願	別紙様式第1	1	防衛大臣の任免にかか る隊員については、海上 幕僚長への提出部数を 各2部とする。
退職に対する意見書	別紙様式第2	1	
操縦士退職状況調書	別紙様式第3	1	操縦士の場合
学資金返還明細書	昭和30年防衛庁 訓令第40号別表 第8及び第9	2	貸費学生出身者の場合、 いずれか1を提出する。
学資金返還免除願		2	
医師の診断書		1	傷病による退職の場合、 国家公務員共済組合法 別表第3に該当する旨 の診断書

(2) 定年退職

自衛官が定年に達して退職する場合は、部隊等からの上申を待つことなく、任免権者が発令手続を行う。

(3) 任期満了による退職

任用期間満了に際し、継続任用を志願しない隊員及び継続任用を承認しない隊員については、任免権者が発令手続を行う。

(4) 出向

隊員を防衛省以外の国家機関へ出向させる場合は、任免権者が出向先の任免権者と協議して出向を命ずる。

(5) 死亡

隊員が死亡した場合は、所属部隊の長は隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 59 号）第 17 条の規定による死亡報告書とともに死亡診断書（又は死体検案書）を当該隊員の任免権者に提出する。

2 休職及び復職

隊員に休職（復職）を命ずる必要が生じたときは、当該隊員の所属する部隊等の長は、次に掲げる書類を添えて、でき得る限り速やかに（前もつて発令日を予定し得るときは原則 20 日前までに）海上幕僚長又は当該地方総監に上申するとともに、必要とすれば指揮系統上の上級者に写しを送付する。

書類名	様式	部数	備考
休職上申書	別紙様式第 4	各 1	必要に応じこのうちの 一種類のみ
休職期間延長上申書	別紙様式第 5		
復職上申書	別紙様式第 6		
医師の診断書			疾病による休職の場合 に必ず

注：防衛大臣補職に係る自衛官及び 4 級以上の事務官等については、海上幕僚長への提出部数を 2 部とする。

3 3 等海尉への特別昇任

准海尉たる退職者が別に定める基準に該当して、3 等海尉に特別昇任させることが適当と認める場合は、自衛官の昇任に関する訓令（昭和 34 年防衛庁訓令第 62 号）第 15 条の規定による特別昇任上申書に替えて、当該地方総監は次に掲げる書類をもつて退職する月の 2 月前の 15 日までに海上幕僚長に上申する。

書類名	様式	部数	備考
発令上申書	人事日報第 1 様式	1（薄紙 1 共）	上質紙を原議として決裁し、上部 右側を海幕決裁欄とする。薄紙は、 ふりがな、認番を附し、コード化 を済せたものとする。
退職者調書	別に定める	1	
退職願	別紙様式第 1	1	定年の場合を除く
退職に対する意見書	別紙様式第 2	1	

添付書類：別紙様式第 1～別紙様式第 6

別紙様式第1

退 職 願

年 月 日

殿

所 属

階級（官）氏名

印

この度下記の理由により退職いたしたいので御承認下さるようお願いいたします。

退職の理由			
退職希望年月日	年 月 日		
認識番号	—	号 俸 (年月日)	(. .)
生年月日		入隊年月日 (期 別)	. . ()
特 技			
本 籍 地			
家 族 の 住 所			
退 職 後 の 住 所			
家 族 の 状 況			
退 職 後 の 予 定 職 業 就 職 先 、 地 位 等			
予 備 自 衛 官	志願する 志願しない (理由：)		
任 期 付 自 衛 官 (*)	志願する 志願しない		
そ の 他			

* 育児休業代替要員及び配偶者同行休業代替要員をいう。

別紙様式第2

退職に対する意見書

所 属		階 級 (官)		氏 名	
退職発令日付 に対する意見					
意 見	(分隊長等)		(部隊等の長)		
	年 月 日 職名 階級 (官) 氏名	年 月 日 職名 階級 (官) 氏名			
参 考 事 項	勤 務 成 績				
			A B C D E		
	性 格				
	健 康 状 態				
そ の 他					

別紙様式第3

操縦士退職状況調書

1	階 級、氏 名	
2	退職希望年月日	
3	所属及び配置	
4	出 身	
5	生 年 月 日 (満年齢)	
6	技能証明の種類	
7	機 種、資 格	
8	飛 行 時 間	
9	退 職 理 由	
10	民間パイロット としての就職予定 の有無	
11	そ の 他	
(部隊等の長)		

別紙様式第4

休 職 上 申 書

殿

印

休職発令について、下記のとおり上申する。

記

所 属					
階級（級）及び氏名					
休 職 理 由					
扶養手当等の支給の有無	扶養手当 地域手当 住居手当 営外手当 寒冷地手当				
休 職 中 の 所 在 地					
病 気 休 暇 の 期 間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">日間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> </table>	年 月 日から	}	日間	年 月 日まで
年 月 日から	}	日間			
年 月 日まで					
休 職 発 令 上 申 期 間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">日間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> </table>	年 月 日から	}	日間	年 月 日まで
年 月 日から	}	日間			
年 月 日まで					
無 給 と な る 日	年 月 日				
該 当 事 項	自衛隊法第 条 第 項 防衛省職員給与法第 条 第 項				
備 考					

別紙様式第5

休職期間延長上申書

殿

印

休職期間の延長について、下記のとおり上申する。

記

所 属	
階級（級）及び氏名	
休 職 理 由	
前回までの休職の 期 間	年 月 日から } 日間 年 月 日まで }
休職発令上申期間	年 月 日から } 日間 年 月 日まで }
無 給 と な る 日	年 月 日
該 当 事 項	自衛隊法第 条 第 項 防衛省職員給与法第 条 第 項
備 考	

別紙様式第6

復 職 上 申 書

殿

印

休職者の復職発令について、下記のとおり上申する。

記

所 属	
階級（級）及び氏名	
休 職 理 由	
休 職 発 令 期 間	
復 職 発 令 日	
復職後の配置等に関する参考事項	
備 考	